

伊佐市特定事業主行動計画

平成27年3月

伊 佐 市 長

伊 佐 市 議 会 議 長

伊佐市選挙管理委員会

伊佐市代表監査委員

伊佐市公平委員会

伊佐市農業委員会

伊佐市教育委員会

伊佐市特定事業主行動計画

I 総論

1 目的

国の行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、時代のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進し、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

改正次世代育成支援対策推進法は、平成27年から10年間の時限立法であり、この行動計画は、その前半の期間である平成27年度からの5年間を計画期間とする。

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各事務部局等の職員を構成員とした伊佐市特定事業主行動計画策定・推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修や講習、情報提供等を実施する。
- ③ 本計画の推進に当たっては、各年度ごとに特定事業主行動計画策定・推進委員会において把握をした結果や職員ニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度及び健康管理に関する措置について周知徹底を図る。
- ② 出産費用給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ③ 妊娠中及び出産後の職員の健康や安全に配慮した措置を講じるとともに、必要に応じ、業務分担の見直しを行う。
- ④ 妊娠中及び出産後の職員に対しては、本人の希望に応じ、原則として超過勤務を命じないこととする。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得の促進

- ① 子どもの出生に伴う父親の特別休暇について周知し、取得の促進を図る。
- ② 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得を促進するため、職場全体で休暇の取りやすい雰囲気をつくる。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ① 男性の育児休業等の取得の促進
育児休業、育児短時間勤務又は部分休業制度を男性も取得できることを周知し、男性の育児休業等の取得を促進する。
- ② 育児休業等の周知
ア 育児休業Q&A等を作成し、育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。
イ 妊娠を申し出た職員及び育児休業等を取得しようとする男性に対し、個別に育児休業等の制度や手続きについて説明を行う。
- ③ 育児休業及び育児時間を取得しやすい雰囲気づくり
ア 育児休業等の取得の申出があった場合、事例ごとに当該課等において業務分担の見直しを行う。
イ 課等の長へ定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。
- ④ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
ア 育児休業中の職員に対して、必要に応じ、休業期間中の職員研修資料や各課情報等を送付するなど、定期的に職場の情報提供を行う。
イ 復職時に直属の上司等から育児休業中の法改正など業務の動きについて説明を行う。
ウ 早出・遅出勤務又は時差出勤を行っている職場においては、保育園送迎等を行う職員に配慮して、勤務時間を割り振る。
- ⑤ 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組
子育てを行う女性職員が働きやすい環境整備に努めるとともに、女性職員の活躍推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を支援する。

◎ 以上のような取組を通じて、男性の配偶者出産休暇の取得率を 100%

育児休業等の取得率を 男性 10%

女性 100%

となるよう、より一層の取得の推進を図る。

（目標達成年度；平成31年度）

(4) 超過勤務の縮減

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限

- する制度について周知徹底を図る。
- ② 定時退庁日を設定し、館内放送及び電子掲示板等による注意喚起を図るとともに、課等の長による定時退庁の率先垂範を行う。
 - ③ 定時退庁ができない職員が多い課等を人事当局が把握し、課等の長への指導の徹底を図る。
 - ④ 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。
 - ⑤ 各課等において業務分担の見直しを含め、超過勤務の必要性について十分協議する。
 - ⑥ 超過勤務の多い職員に対する健康診断の受診指導等、健康面における配慮を充実させる。

◎ 以上のような取組を通じて、各職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成に努める。

(5) 休暇の取得の促進

- ① 年次休暇の取得の促進
 - ア 計画的な年次休暇の取得の促進を図るため、職場の業務予定を早期に職員へ周知し、年次休暇を取得しやすい雰囲気づくりや環境整備に努める。
 - イ 人事当局による取得状況の確認を行い、取得率が低い課等の長へ指導を行う。
 - ウ 職員が必要な時に気兼ねなく年次休暇を取得できるように、普段より相互にサポートすることに努める。
- ② 連続休暇等の取得の促進
 - ア 休日と年次休暇を組み合わせて連続休暇の取得の促進を図る。
 - イ 子どもの予防接種実施日や学校行事等における、子育てに関連した年次休暇の取得の促進を図る。
 - ウ ゴールデン・ウィークやお盆期間における行事や会議等の自粛に努める。

◎ 以上のような取組を通じて、年次休暇の完全取得をめざす。

- ③ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進
 - 子どもの看護休暇等の特別休暇の制度を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気づくりに努める。

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

- ① 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識

啓発を行う。

- ② セクハラ研修に職員を参加させ、参加者の少ない課等の長へは指導を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

① 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 地域等で実施する子どもが参加する行事や青少年スポーツ振興などの活動への参加を支援する。

イ 子どもが参加する地域の活動に、敷地や施設を提供する。

ウ 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導活動を支援する。

② 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

ア 交通事故防止について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

イ 職員に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

ウ 交通事故防止運動に積極的に参加し、地域の子どもを交通事故から守る活動を支援する。

③ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。